## 平成 18 年 6 月定例市議会市政報告

平成 18 年第 4 回釧路市議会 6 月定例会の開会にあたり、2 月定例市議会以降の市政の概要についてご報告申し上げます。

報告の第一は、新市総合計画策定の進捗状況についてであります。

新市総合計画の施策体系を検討する取り組みとして、まちづくりに対する市民の意識を把握するための「まちの採点簿」の実施、市民の意見を広く聞くための「市民アンケート」と「各種団体等アンケート」を実施したところであります。

「まちの採点簿」の調査結果では、釧路市に愛着や親しみを持っているという回答が8割を超え、釧路市に住み続けたいという回答も8割を超えたところであります。

また、市民が希望するまちづくりの方向性を提言していただくために、本年2月に設置した「まちづくり市民委員会」では、5つの小委員会に分かれて真剣な議論が進められ、意見の集約もほぼ終了し、8月上旬には提言書にまとめられる予定となっております。

今後も、市民意見の把握に努め、把握した市民の声を活かしながら、新しい 釧路市におけるまちづくりの計画を組み立ててまいります。

報告の第二は、合併一周年に向けた動きについてであります。

釧路市の「歌」、「花・木」、「市民憲章」につきましては、合併一周年記念式 典において披露したいと考えており、鋭意、準備を進めているところでありま す。

釧路市の歌につきましては、市民や釧路市に所縁のある方などを対象として 歌詞を募集したところ、76作品の応募がありました。

現在、市内の音楽・文学関係者等による「釧路市の歌選定委員会」を設置し、 歌詞の選考や作曲家の選定等につきまして、ご協議いただいております。

釧路市の花と木につきましては、釧路・阿寒・音別それぞれの地域協議会において、ご協議いただいておりますが、各地域協議会とも、旧3市町での選定経過やその花や木に対する地域住民の思いがあること、さらには、地域ごとに異なる自然環境から、現在のところ、旧3市町の花と木を、そのまま継承しても良いのではないかとの意見が大勢を占めております。

今後は、この協議内容を尊重した市としての原案を、次回の各地域協議会に 提示し、さらに、ご協議いただき、その協議結果をもとに、市として最終決定 をしたいと考えております。 市民憲章につきましては、去る5月26日に釧路市民憲章検討委員会より、旧3市町の憲章の理念を生かした原案が答申されたところであります。

市民憲章の制定にあたっては、この原案をもとに広く市民から意見を募り、 新市の住民として「お互いに助け合い」、「共に幸せを実感できる」、新しいまち づくりに向けた道標となるよう、住民の総意に基づき決定し、制定してまいり たいと考えております。

報告の第三は、釧路市活力創生集中改革プランについてであります。

国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、 地方自治体の財政健全化に向けた取組みと、行財政改革の推進を図るために、 集中改革プランの策定が義務付けられたところであります。

釧路市としても、過去に例を見ない厳しい財政環境からの脱却を図るため、 集中改革プランを行財政改革断行の実施計画と位置づけ、事務事業の見直し、 総人件費の抑制、職員定数の削減、アウトソーシングの推進など、具体的な事 項の策定作業を進めております。

国の三位一体の改革による地方交付税の抑制、国庫補助負担金の削減、さらには、景気低迷の影響や地価の下落等による市税の減収などによる財源不足は今後も続くものと見込んでおり、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めるとともに、財政健全化を目指す強い決意を持ち、活力創生集中改革プランの策定を進めてまいります。

報告の第四は、日中韓観光大臣会合についてであります。

来る7月1日から2日にかけ、釧路市阿寒湖温泉におきまして、日中韓観光 大臣会合が開催されることになりました。

会合の開催に当たり、市内各地では歓迎看板等の歓迎表示をすでに終え、現在、ボランティアによる折り鶴作りやフラワーハンギングなどの歓迎準備の取り組みを進めるとともに、中国・韓国文化の紹介事業など、文化交流意識の醸成も図っているところであります。

7月1日には各国を迎え、レセプション等の公式行事の支援を行う一方で、 タイマツ行進やアイヌ古式舞踊、エクスカーションや郷土芸能などの歓迎行事 を実施し、地域文化の発信を行ってまいります。

7月2日には大臣会合の開催の支援を行うと共に、釧路市主催の昼食会を開催する予定であります。

日中韓観光大臣会合は、新市として初めての国際会議であり、釧路市の魅力を国内外に情報発信する絶好の機会と捉え、地元阿寒湖温泉をはじめとする市民の皆様のご協力のもと、全市を挙げて歓迎の気持ちを表し、様々な方法で、

釧路市の豊かな自然環境、多彩な食材、文化などを積極的に紹介し、観光都市 釧路市をアピールしてまいりたいと考えております。

報告の第五は、「くしろニュービジネスサポートローン」の創設についてであります。

「くしろニュービジネスサポートローン」は、従前の枠組みでは融資が難しいことも多かった新規創業者、さらには、新規の事業展開や新分野への進出を目指す企業への融資を円滑に進めるとともに、融資前、融資後の支援を行って、地域企業の育成に努め、地域活性化に資するための制度であります。

特徴としては、3点あり、一つ目は、新規創業、新規の事業展開等を計画している企業や個人に金融機関が協調融資をすること、二つ目は、金融機関の審査に向けて、中小企業金融公庫、商工会議所や市といった支援機関並びに税理士や中小企業診断士といった専門家等で構成されるサポート委員会がプラン作成を支援すること、三つ目は、融資を実行した金融機関で構成されるフォローアップ委員会が経営指導をするということであります。

このように、地域が連携し、一体となって「産業の芽」を支援する制度は全 国でも例がないものと思っております。

市といたしましても、「くしろニュービジネスサポートローン」が活用され、一つでも多くの企業が釧路を代表するような企業に育つよう、金融機関、商工会議所、専門家の皆さんと連携を密にして、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

「くしろニュービジネスサポートローン」の創設に当たり、ご尽力をいただいた金融機関並びに「地域企業サポート研究会」など、関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

報告の第六は、平成17年度各会計の決算状況についてであります。

はじめに、一般会計につきましては、平成 17 年度の決算に当たり、補正財源とした約 8 億 7 千万円の減債基金からの繰り入れを取りやめるなどの結果、歳入総額 663 億円、歳出総額 661 億 7 千万円となり、形式収支は約 1 億 3 千万円の黒字となる見込みであります。

歳入につきましては、学校教育施設石綿対策事業など約21億7千万円が予算繰越しとなったほか、各種事業の執行に伴い道支出金や諸収入など合わせて約49億8千万円の歳入不足となっておりますが、歳出におきましては約21億8千万円の繰越明許費のほか、貸付金の減並びに工事契約差金や経費の節減などにより合わせて約51億4千万円の執行残となっております。

決算剰余金の使途につきましては、繰越明許費に充当する一般財源約 1 千 4

百万円のほか、6月臨時会及び今議会の補正財源として合わせて約5千2百万円 を計上いたしております。

特別会計につきましては、国民健康保険音別診療所事業特別会計で、診療収入の落ち込みによる減額に伴い、一般会計繰入金を増額する専決処分を行ったところであります。

老人保健会計では、国及び道負担金の過少交付が支払基金交付金の超過受納を上回ったことから、一般会計繰入金により収支を調整いたしました。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、介護サービス利用の減少などにより、 保険給付費が予算を下回ったことや、国及び道負担金の超過受納などから、約1 億9千6百万円の剰余金が生じたところであり、返還金の補正財源約1億9百 万円を含め、介護給付費準備基金に積立てをいたしました。

国民健康保険会計ほか、他の会計につきましては、概ね収支均衡する見込みとなっております。

報告の第七は、建設工事の発注状況についてであります。

平成17年度における建設事業契約額は、約146億9千万円となりました。 このうち、地元企業への発注額は約107億3千万円、発注率は約73%であります。

本年度の建設事業の発注予定額は約160億8千万円でありますが、6月12日現在の契約額の総額は約32億5千万円となっており、発注予定額に対する執行率は約20%であります。

建設事業は、地域経済への波及効果が大きいことから、今後とも早期発注に 努めてまいります。

以上で、市政報告を終わります。